

警視庁交通部長  
各道府県警察本部長 殿  
各管区警察局広域調整担当部長  
(参考送付先)  
警察大学校交通教養部長

原議保存期間	1年(平成32年3月31日まで)
有効期間	二種(平成32年3月31日まで)

警察庁丁交企発第256号、丁交指発第96号  
平成30年10月23日  
警察庁交通局交通企画課長  
警察庁交通局交通指導課長

信号機のない横断歩道における歩行者優先等を徹底するための広報啓発・指導の強化について(通達)

この度、過去5年間の自動車対歩行者の交通死亡事故を分析したところ、その大半が道路横断中に発生しており、信号機のない横断歩道での交通死亡事故では、自動車の横断歩道手前での減速が不十分なものが多発していた。また、道路横断中の交通死亡事故の発生場所の約7割は横断歩道以外であり、うち約8割は歩行者側にも法令違反が認められた。

このような交通死亡事故を抑止していくためには、自動車運転者に対して横断歩道に関する交通ルールを再認識させ、歩行者優先を徹底させていくとともに、歩行者に対しても横断歩道付近等における交通ルールを指導し、運転者と歩行者双方の遵法意識の高揚を図っていかなければならない。

加えて、交通事故死者数に占める歩行中死者の割合が欧米諸国に比べ高いことや、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、歩行者優先が定着している諸外国からの訪日外国人観光客の増加が見込まれることを考慮すると、横断歩道上での安全確保に向けた対策を速やかに講じる必要がある。

このような状況を踏まえ、今後、信号機のない横断歩道における歩行者優先等について広報啓発及びその違反者に対する指導を強化する必要があるため、各都道府県警察にあっては、下記の実組事項につき実効のある取組を推進されたい。

## 記

### 1 取組事項

#### (1) 横断歩道に関わる交通ルール遵守に向けた各種広報啓発活動

運転者に対し、横断歩道手前における減速義務と横断歩道における歩行者優先義務を再認識させること。

また、歩行者に対して、横断歩道付近等における交通ルールを遵守しつつ横断歩道を渡ることの周知を徹底すること。

#### (2) 横断歩行者等妨害等に対する指導

運転者に対し、横断中はもとより横断しようとする歩行者の保護に資する指導を重点的に行うとともに、子供・高齢者の横断が多い箇所においては引き続き適切に検挙

措置を講ずること。

また、歩行者に対して、横断歩道付近における横断歩道外横断等法令違反に対する指導を的確に実施すること。

## 2 実施上の留意事項

- (1) 本件取組の目的は、運転者と歩行者双方の横断歩道における交通ルールの徹底を図り、交通事故を抑止することであることを念頭に置き、実態に応じ、広報啓発と指導を適切に組み合わせた諸活動の推進に留意すること。
- (2) 歩行者の動線や横断歩道の需要実態、交通事故発生状況、道路交通環境等を総合的に勘案して、登下校時の通学路や高齢者・外国人の横断の多い箇所を重点とするなど取組の実施路線や時間帯の選定が効果的なものとなるよう配慮すること。
- (3) 広報啓発に当たっては、対象に応じた関係機関・団体との適切な役割分担を図るとともに、必要な情報の提供や支援などの連携強化に留意すること。
- (4) 取締りを行う場合は、取締りが適正に行われるように従事員に対する教養を徹底すること。
- (5) 受傷事故の絶無を期すため、路面、交通状況等に応じた方法等により指導取締りを行うとともに、違反告知等は安全な場所に誘導した上で行うこと。

## 3 全国一斉広報啓発について

横断歩道における歩行者優先等を徹底するための上記取組につき一層の促進を図るため、本年11月下旬ころを目途に、全国一斉広報啓発強化期間を設ける予定としているが、詳細については別途通知する。